

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3345号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955
発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697 <https://www.zck.or.jp/>

宮城県南三陸町で、2025年11月8日に、200人の参加者を得て「第4回いのちめぐるまち学会」が大々的に開催された（写真）。この学会は、南三陸で専門家（研究者含む）と市民が知見を共有し、「いのちめぐるまちづくり」に共に取り組むための、地域による地域のための学会である。第4回目である2025年度は、震災復興の過程で固い絆で結ばれた台湾からゲストも迎え、台湾語・日本語・英語が飛び交うグローバルな学会となった。

専門的知見をまちづくりに生かす取組は、震災前にさかのぼる。南三陸町がすごいのは、2000年前後には研究者の知見を「まちづくり」に生かすために、町立自然環境活用センター（ネイチャーセンター）に町の予算で任期付研究員（ポスドク）を直接雇用する仕組みを作ったことである。そこから親潮と黒潮が交わる豊かな漁場である志津川湾をフィールドとする生物・生態学の研究と教育の取組が始まり、震災前には教育旅行の受け入れなどで、年間2000人を超える関係人口を誇っていた。

このような関係人口が、震災後にも大きな貢献を果たすこととなる。震災で、ネイチャーセンターで保全・記録していた志津川湾に生息する動植物の膨大な標本がすべて流出した。震災後の標本回収作業には限界があつたが、最終的にはそれまで築いてきた地域外の協力

コラム

専門的知見をまちづくりに生かす

事業構想大学院大学教授

重 藤 さ わ こ

もあり、2016年までに総点数はほぼ震災前の水準まで復旧した。それら標本数も大きな後押しになり、志津川湾は2018年10月にラムサール条約湿地に登録されている。

また、震災後に掲げたバイオマス産業都市構想では、森林のFSC認証、カキ養殖でのASC認証、生ごみ分別によるメタン発酵・液肥の農地散布の取組などの計画を、地域住民や地域内外の事業者、専門家の参加・協力を得て次々と実現した。さらに、アマモ場再生やイヌワシ生息環境再生プロジェクトなど、ネイチャーセンターで新たな取組にもつながっている。

専門的知見を生かすまちづくりが、さらにまちづくりに生かされたまちづくりである。この意味でも、「めぐる」まちである。



もくじ

全国町村会長・新年挨拶	総務大臣年頭所感
大規模経営と「現代的個別経営」の併存をどう構想するか？	論
棚野行政委員長が「国と地方の協議の場（令和7年度第3回）」に出席	総合地球環境学研究所　莊林 幹太郎
本会役員が「自由民主党・公明党・日本維新的会『無償化を含む多様で質の高い教育の実現に関する検討チーク』（意見交換）」及び「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場（令和7年度第2回）」に出席	（11）（10）（5）
木鈴木副会長・会長代行が自由民主党「総務部会関係・消防議員連盟合同会議」に出席	（3）（2）
町村ご当地キャラ（まんじゅう）から登場	能登半島地震からの復興に向けて
石川県穴水町長 吉村 光輝	（2019）（14）（12）

写真キャプション

午年は「駆け抜ける力」を象徴し、停滞を振り払い、前へ進む機運が強まる年とされてきた。2026年が、地域の知恵や努力が形になり、挑戦が成果へつながる実り多い一年となるよう期待が高まる。町村の未来を切り拓く歩みが加速する年になることを願う。

全国町村会長新年挨拶

令和8年の念頭にあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

はじめに、昨年末の青森県東方沖地震で被災された方々、被災町村にお見舞い申し上げます。

本会といたしまして、復旧・復興が一日も早く進むよう、力を尽くしてまいります。

昨年は、「南海トラフ地震臨時情報」や「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されるなど、大規模災害への警戒が一層高まりました。

尊い命と平穏な暮らしを守るため、防災・減災対策や国土強靭化の取組をさらに進めるよう、国に強く求めてまいります。

さて、平成26年に「地方創生」が国家の重要課題として掲げられてから、すでに10年が経過しました。

この間、国において様々な施策が展開され、成果を上げている地域もありますが、人口減少や東京一極集中の是正には、まだ十分な効果が見られず、若者や女性が地方を離れる傾向が依然として続いています。

町村は、高齢化や人口減少という厳しい現実の中で、地域産業の振興や少子化対策に取り組み、移住促進や地域社会の持続可能性確保に努めてま

を申し上げます。

はじめに、昨年末の青森県東方沖地震で被災された方々、被災町村にお見舞い申し上げます。

本会といたしまして、復旧・復興が一日も早く進むよう、力を尽くしてまいります。

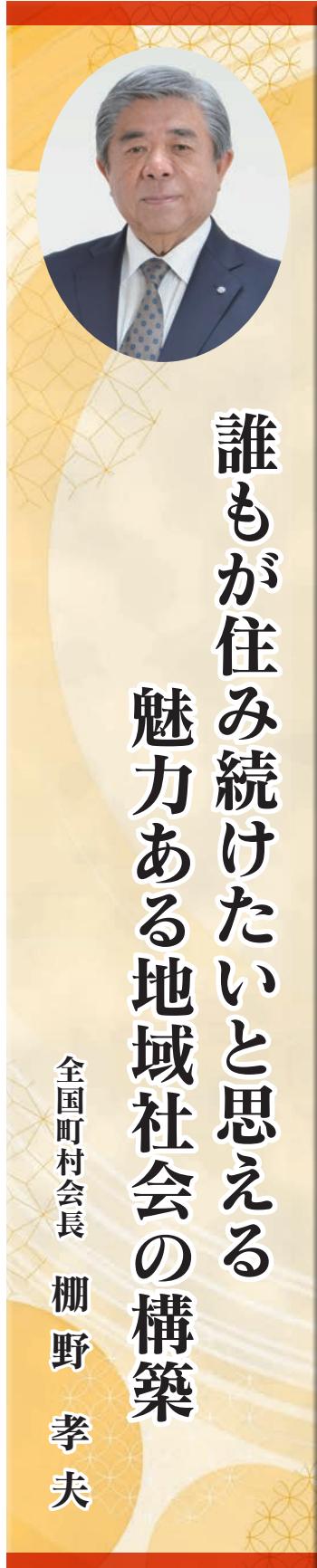
昨年は、「南海トラフ地震臨時情報」や「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されるなど、大規模災害への警戒が一層高まりました。

尊い命と平穏な暮らしを守るため、防災・減災対策や国土強靭化の取組をさらに進めるよう、国に強く求めてまいります。

さて、平成26年に「地方創生」が国家の重要課題として掲げられてから、すでに10年が経過しました。

この間、国において様々な施策が展開され、成果を上げている地域もありますが、人口減少や東京一極集中の是正には、まだ十分な効果が見られず、若者や女性が地方を離れる傾向が依然として続いています。

町村は、高齢化や人口減少という厳しい現実の中で、地域産業の振興や少子化対策に取り組み、移住促進や地域社会の持続可能性確保に努めてま



誰もが住み続けたいと思える

魅力ある地域社会の構築

全国町村会長 棚野 孝夫

いりました。

ちません。

地方における人口減少や経済の縮小に歯止めをかけるためには、誰もがこの土地に住み続けたいと思える魅力のある地域社会を築くことや、地域に雇用の場をつくり、人口が減っても地域経済の規模を維持できるような取組を進めていくことが必要です。

こうした中、忘れてはならない視点があります。

それは、食料とエネルギーの自給率向上です。

現在、日本は主要先進国の中でも食料・エネルギーの海外依存度が極めて高く、国際情勢の不安

定化や為替変動によって国民生活の安定が脅かさ

れるリスクを抱えています。昨年11月、全国町村

長大会を開催し、食料とエネルギーの自給率の大

幅な向上と、それを担う農山漁村地域の振興発展

を国家戦略の最重要課題に位置付けるとともに、

国民意識の醸成を図りながら実効性のある具体的な対策を求める特別決議を、926町村長の創意

として決定いたしました。

持続可能な日本を創るために、食料・エネル

ギー自給率の大幅な向上が不可欠であり、その担

い手は農山漁村地域です。言い換えれば、持続可

能な農山漁村なくして、持続可能な日本は成り立

まいります。

今、地球規模の気候変動や国際情勢の不安定化等、世界はめまぐるしく変わっています。

農山漁村を守ることは、国を守ることでもあります。本会といたしまして、926町村の皆さまとの連携を一層強固にして、一歩先を見据えながら様々な課題に、スピード感をもって取り組んでまいります。

結びに、本年が皆さまにとって希望に満ちた年となりますよう、ご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

総務大臣年頭所感

はじめに

明けましておめでとうございます。

昨年十月に総務大臣を拝命しました、林芳正です。

まず、昨年より、令和七年八月の大雨、先般の台風第二十一号及び第二十二号、また、カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波など、大雨や地震等が相次いで発生しています。災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

人口減少や少子高齢化など、我が国が様々な課題に直面している中、私は、国民生活に広く密接な関わりのある幅広い行政分野を所掌する総務大臣として、「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る」との内閣の基本方針の下、



活力ある地域社会の実現に取り組む

総務大臣 林 芳正

全力で取り組む所存です。

以下、当面、特に力を入れて取り組みたい政策の方向性について、一端を申し述べます。

活力ある地域社会の実現と健全で持続可能な

地方行財政基盤の確立

活力ある地域社会の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立に取り組みます。

地方の大きな「伸び代」を活かすため、特定の地域に継続的に関わる関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」について、関係府省庁と連携して速やかに制度設計を進め、国民の皆様に活用いただけ

事例の普及促進及び地方財政措置により、その取組を推進するとともに、会計年度任用職員を含む地方公務員がその力を十分発揮できるよう、環境整備に取り組みます。

令和八年度の地方財政対策においては、地方自治体の皆様から強い要望のあった一般財源総額の確保について、交付団体ベースで前年度を3・7兆円上回る67・5兆円を確保するとともに、地方交付税総額について、前年度を1・2兆円上回る20・2兆円を確保したところです。

また、物価高対応として、官公需の価格転嫁を

総務大臣年頭所感

推進する観点から委託料、維持補修費、投資的経費などを0・6兆円増額計上することとしました。

あわせて、地方財政の健全化にもしっかりと取り組み、臨時財政対策債の発行額を引き続きゼロとした上で、「臨時財政対策債償還基金費」を0・8兆円創設することとしたほか、交付税特別会計借入金の残高を2・9兆円縮減することとしたところです。

各地方公共団体におかれでは、今回の対策を踏まえ、地域の課題にしっかりと取り組んでいただこうことを期待しています。

令和八年度税制改正においては、足元の物価高への対応として個人住民税について給与所得控除の見直しなどの措置を講じるほか、道府県民税利子割に係る清算制度の導入やふるさと納税制度の見直しの措置を講じることとしました。

また、軽油引取税の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割を廃止することとしましたが、これらの措置に伴う減収については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当するなど、地方の財政運営に支障を生じさせないよう適切に対応します。

防災・減災、国土強靭化の推進による安全・安心なくらしの実現

防災・減災、国土強靭化の推進による安全・安心なくらしの実現に取り組みます。

災害が激甚化・頻発化する中、消防の果たす役割はますます増大しています。

東日本大震災や令和六年能登半島地震など、大規模災害からの復旧・復興に向け、被災団体の求めに応じ、地方団体間の職員派遣に取り組みます。

今後の災害についても、被災団体の人的リソースをよくお伺いしながら、必要な支援を行います。

また、被災地の復旧・復興に向け、被災団体の財政運営に支障が生じないよう、地方財政措置を講じ、適切に対応します。

さらに、特別行政相談では、大規模災害発生時に、生活支援情報を迅速に提供するなど、被災者に寄り添った活動を展開します。

むすび

皆様の本年のご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



論 説

日本農業、その中でも水田農業は、戦後最大の構造変革の後半にさしかつているのではないかと思います。そのことはさまざまな統計データからも明らかです。たとえば、2005年には20ha以上の経営規模を有する経営体が耕作する面積は全農地面積の26%にすぎませんでした。つい先日概要値が明らかになつた2025年の農業センサスではその数値が51%と約2倍に拡大しており、水田農業の規模拡大が大きな影響を与えていたと思われます。かつて1経営体当たりの平均規模が15haを超える大鴻村の八郎鴻干拓地は北海道を除くと圧倒的大規模農家の集積

1. 大規模化の進展と個別経営の価値を改めて捉え直す

地でした。しかしながら今やそのサイズを超える経営体が日本の農地の半分以上を耕作しています。

このような構造変革の背景にはもちろん農家数、とくに水田農家数の急減があります。これも直近の農業センサスによると、農業経営体数は2015年の約138万から202

5年には83万と10年間で約40%が減少しています。また最近5年間の変化で見ると、北海道については経営耕地面積が100ha以上の農業経営体のみが増加し、それ以外の経営規模の経営体はすべて減少しています。都府県で見ても、増加しているのは10ha以上の経営体のみです。経営体数を千単位で表示したデータか

らの推計値なので正確性には欠けますが、2025年の経営体のうち、20ha以上を経営する経営体は約4%

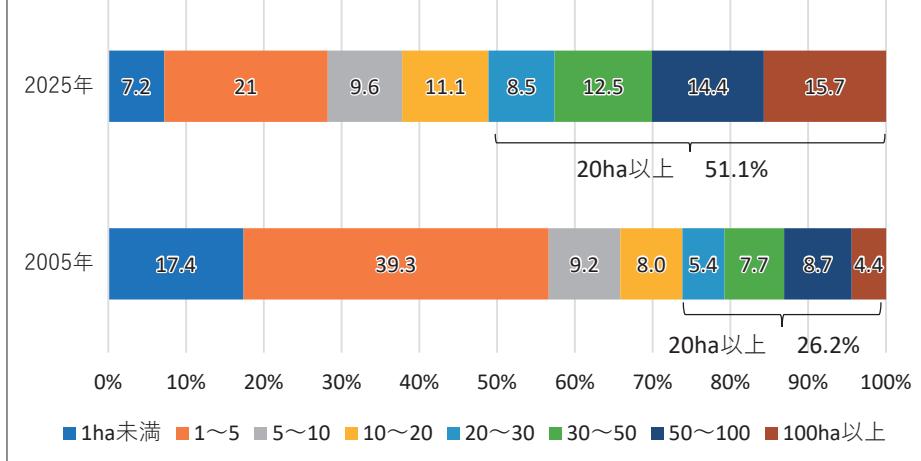
視点

大規模経営と「現代的個別経営」の併存をどう構想するか？

総合地球環境学研究所

莊林 幹太郎

図1 経営耕地面積規模別の経営耕地面積の割合（全国）



出典：2015年農林業センサスおよび2025年農林業センサス（概数値）をもとに筆者作成



莊林 幹太郎 (しょうばやし みきたろう)

役職／肩書：総合地球環境学研究所特任教授
専門分野：農業環境・資源政策、農産物貿易と
環境、農業政策

東京大学大学院農学系研究科修士課程およびジョンズ・ホプキンス大学地理環境工学科修士課程修了。東京大学博士(農学)。1982年より、農林水産省、世界銀行、OECD(経済協力開発機構)、滋賀県などにおいて農業政策、農業環境・水資源政策、貿易と環境などに係る政策立案等に従事。2007年より学習院女子大学国際文化交流学部教授、2017年より同大学副学長。2023年4月より現職。主な著書に『日本の農業環境政策』『農業直接支払いの概念と政策設計』等。

依然として数のうえでは個人経営体が圧倒的で、2025年センサスでは83万の農業経営体のうち個人経営体が79万を占めています。しかしながら経営規模は、2020年で見る作物については団体経営体が平均で27.7haだったのに対して、個人経営体のうち農業所得が所得の半分を超えている主業経営体でも8.5haにどまっています(農林水産省(2024)「基本計画策定」)に向けた検討の視点 我が国の食料供給(農地、人、技術)。2020年に比して、個人経営体は23.9%減少したのに対し、団体経営体は2.9%増大しているので、2025年の数字で見ればさらに団体経営体の

相対的重要性が増加していると思われます。

コメを中心とする土地利用型作物については少なくとも一定の経営規模までは経営面積の拡大に応じて単位面積当たりの生産費は低減していきます。大規模法人は広範囲の農地を耕作することにより作業の標準化や機械の高稼働によりコストを抑え、安定的に農地を維持できるというメリットを有しています。水田が荒れば、雑草繁茂や歟害の増加だけでなく、排水機能の低下など、地域全体の生活環境にも負荷がかかります。平場地域では、集落営農組織のみならず企業的な経営を行う大規模法人が「農地の最後の受け手」として存在している地域も増えています。

しかしその一方で、個別経営体、は家族経営体と呼称されていた経営形態の価値も依然として大きいものがあると私は考えます。個別経営と個別経営体は規模のみならず、現在の個別経営体は規模のみならず多様化が進んでいます。異業種から農業に挑戦する人、IT企業出身でデータ分析を活かす農業者、都市部から移住してきた新規就農者、50代以降で第二の人生として農業を選ぶ人など、背景はさまざまです。「経営判断として作目を選び、投資を行い、販路を開拓する」経営者像も個別経営体の一つのイメージとして定着しつつあると思います。

私が親しくさせていただいた「個別経営体」の方は、約30haの水田経営耕地を完全にお一人で担つておられます。そのうえで、年間の総労働時間を2000時間程度にするためのさまざまな経営上の工夫を行つておられます。先に挙げた大潟村でも500戸弱の農家が平均20haの耕地を先進的な方法で経営されています。実

際、20ha程度の現代的な文脈では中規模経営であつても、ICTを用いた精密農業、直販や加工の導入、労働ピークを平準化する作業体系の工夫により、十分に成り立つモデルは多数存在します。農水省の試算によれば、農業所得をコメ生産で50万円以上にするためには、15haの経営規模が必要としています(上述の農林水産省資料)。これらの個別経営者の多くは、農業を「自分でデザインする職業」として魅力的にしています。大規模法人の雇用労働では得にない、この「裁量の大きさ」「挑戦機会」は農業の重要な魅力の一つではないかと思います。

さて、個別経営は地域「コミュニティ」の中心でもあります。消防団、水利組合、土地改良区、自治会の支援などの農村地域の社会機能の多くを、個別農家が担つてきました。集落営農組織はもとより企業的な大規模法人の経営者の皆さんももちろんそのような重要な役割を担つておられます。しかしながら、個別経営体の皆さんの地域への関与の重要性は、経営者として一定の人数が地域に対して主体的な関与を持ちうるという点にあるように思います。個別経営が主体の地域で個別経営が急速に減少すれば、「農地は守られても

論 説

地域社会が維持できない」という事態が現実のものになります。

）のような事情を踏まえると個別経営体と大規模団体経営体がマクロに見てどのように併存するかが大きな課題となると考えます。しかし個別経営体は大規模経営体が増加するにしたがい「生産性格差による市場競争の不利」に直面します。大規模経営体は機械稼働率が高く、省力化によって単位作業」ストが大幅に下がります。米価が下落すれば、個別経営体は、同じ市場価格で販売する限り、構造的に不利な立場に置かれます。市場に任せれば、土地利用型農業は自然と大規模化へ收れんする可能性は常にあります。

2. 「併存モデル」構想するかは多 重要な政策事項

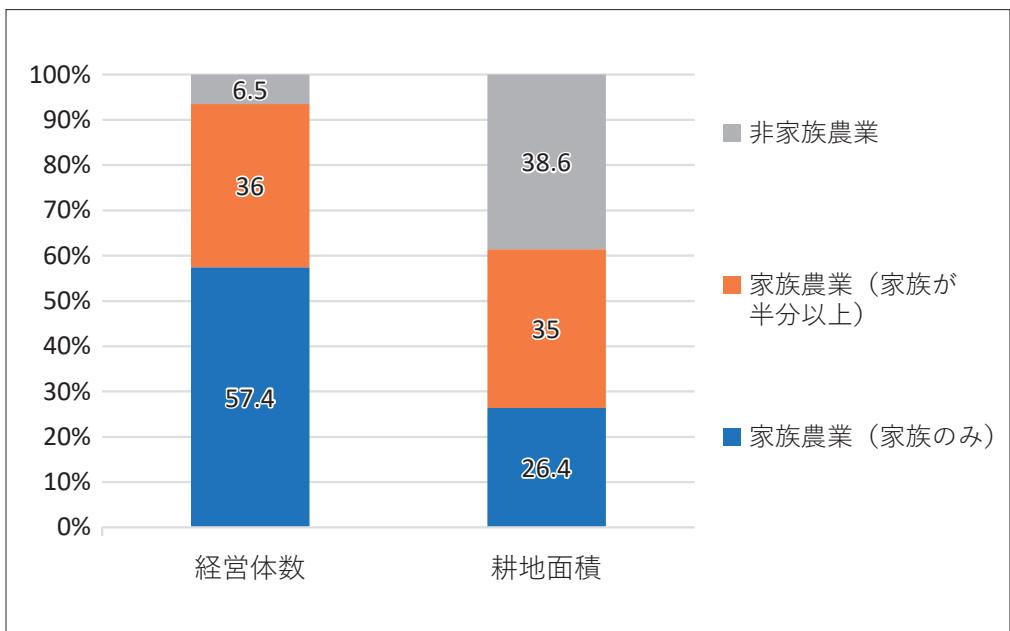
企業的大規模経営と個別経営体の併存をどう考えるかは他のOECD諸国（先進国が加盟する国際機関）の多くでも伝統的に大きな課題となっています。そのことは、たとえば農業統計の調査項目を見るだけで十分に理解できます。EU（欧洲連合）では我が国で言つ農業経営体を、家族農業と非家族農業に大別し

たうえで家族農業を農場労働のうち50%以上を家族に依存している経営と定義しています。さらに家族農業を、家族のみに労働を依存しているものと、家族外の労働に依存しているものに区分しています。これら3類型³ことを経営体数で見ると圧倒的に家族農業が多いのですが（家族のみに依存する家族農業が57・4%、家族以外にも依存する家族農業が36%、非家族農業は6・5%。数字はいずれも2020年のも。以下同じ）、経営耕作地面積の合計で見ると家族農業のシェアは61・4%に低下し、非家族農業が38・6%に達しています。

支援する政策を実施している」とも、家族農業と非家族農業、あるいは企業的農業との共存への政策意図を示しています。経営規模が拡大することにより生産費は「下がることから、相対的な小規模農家の不利性を補う」という趣旨が込められています。

米国においても同様です。経営類型を家族農業と非家族農業に分類し、家族農業は家族が農業経営の半分以上を「所有」しているものと定義しています。そのうえで、家族農

図2 EUにおける家族農業と非家族農業の概要



出典：Eurostat（2020農業センサス）データをもとに筆者作成

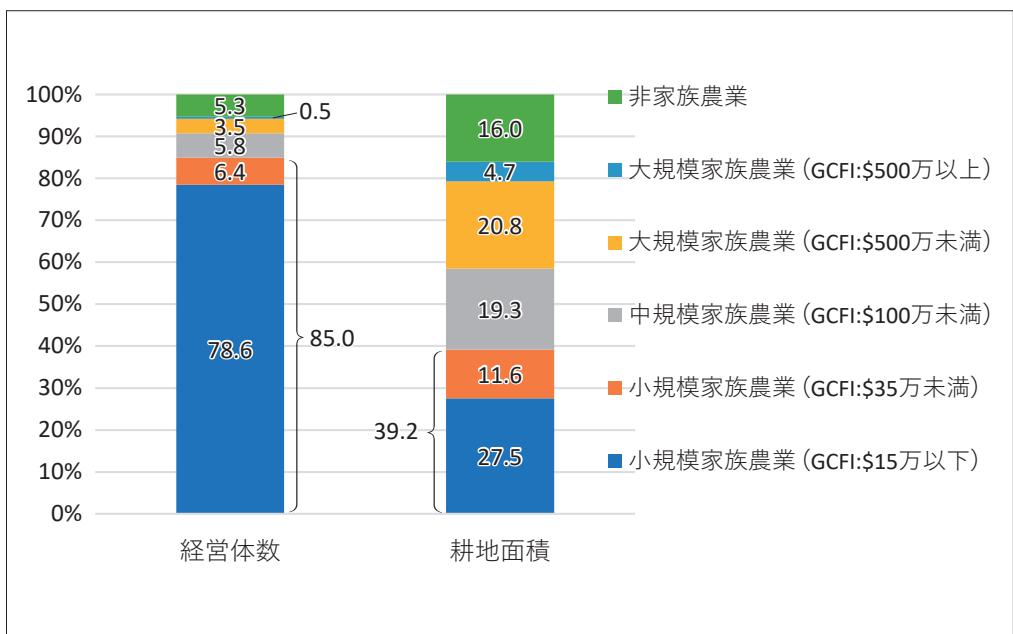
業を小規模、中規模、大規模に細分類し、分類基準はGCFI（総現金収入・生産契約に基づく出荷収入、政府支払および農業関連収入を合算した現金ベースからなる農業総収入）によっています（正確には小規模農家と大規模農家についてはそれぞれやはりGCFIに基づきさらに2分割しているので、全部で家族農業は5分類されています）。もちろん、米国の「家族農業」はその規模で見ると日本の個別経営体とは全く異なる要素としていることです。

そのようなことを前提としつつ、米国における家族農業の位置づけもみておきましょう（数字はすべて2022年の米国農業センサス）。非家族農業経営体は全体経営体数190万のうちの10万で5・3%のシェアとなつており、これらの経営体が15・9%の農地を耕作しています。これだけを見ると、非家族農業の位置づけは思いのほか大きくなじょうに見えます。ただ、平均経営規模で見ると、中規模家族農業でも622haに達しており、非家族農業よりも大きいことを考慮すると、この数字を

もつて、非家族農業あるいは家族農業の位置づけを判断するのは早計でしょう。一方で、小規模家族農業の中でも低位の経営規模の経営体の平均耕作面積は66haであり我々でも家族農業として「イメージ」できる範囲になっています。この階層の家族経営体が戸数で全体の78・6%を占め全体の農地の27・5%を耕作していること、あるいは小規模家族農業全体の階層で見ると、全体の85%の農家が39・2%の農地を耕作していることを見ると、農地の過半は中規模以上の、日本の感覚で見ると考えられないような大規模な家族農業と非家族農業により耕作されているものの、米国においても依然として伝統的なイメージの家族農業の重みが理解できます。実際、米国農務省は小規模家族農業の重要性を再強調したところであり、家族農家向けの融資制度など家族農業支援政策もあります。

地が（それぞれの国や地域で異なるものの）企業的あるいは相対的には大規模な経営体により耕作されているものの、企業的な経営体や大規模経営体と個人経営体あるいは家族経営体が併存していることは共通しています。その理由や歴史・経済・社会的背景もそれぞれ異なりますが、家族農業あるいは個人経営体の併存に対し一定の政策資源を振り向けています。

図3 米国家族農業と非家族農業の概要



出典：USDA（米国農務省）の2022年農業センサスをもとに筆者作成

論 説

3. 多様な経営体と 町村の役割

には歎調であるのに對して、ある程度の規模の拡大が必須の水田農業については新規参入のハードルが比較的高くなっています。そのような中で、大規模団体経営体、とくに企業的な経営体がさらに経営規模を拡大していくことが予想される一方、経営的に安定する規模の個人経営体がどれだけ経営規模を拡大できるのかについては必ずしも明らかではありません。しかしながら、先に述べたような個人経営体の地域社会の担い手としての役割を考えると、個人経営体の趨勢は大きな意味を持つと考えます。

われに中山間地域に目を向けると、その差異はさらに大きなものとなります。中山間地域において上記のような経営規模を確保することは一般的には極めて困難です。そのためには、中山間地域等直接支払を25年にわたり実施し、平場地域との生産性格差の緩和を図は進めてきています。しかししながら、平場の経営規模の拡大が急激に進む中で中山間地域との生産費の格差も急激に拡大しているはずです。一方で、有機米の生産条件で優位にある地域などコメの高付加

2015年までの統計では家族経営体と呼称していた個人経営体（正確には前述の通り、「家族経営体」は法人化されていない個人経営体と法人化された個人経営体に分割され、法人化された個人経営体は団体経営体に区分されています）の今後は我が国の農業地域、とりわけ多くの水田農業地域においては重要な意味を持ちます。高付加価値作物の選択など、収益強化のためには耕作面積規模の拡大が絶対的な条件ではない野菜などでは、新規参入も比較的には容易であるのに対し、ある程

か。農業所得を年間500万円以上確保するためには15ha以上の経営面積が必要とした上述の農水省の試算によると、20～30haの水田経営では約940万円、30～50haでは1110万円のコメの所得が期待できるとしています。しかしながら、これも麦大豆や他の畑作物をどの程度組み合わせるかやそれに関連する政策形態等により大きく異なるとともに、さまざまな自然条件に起因する差異も大きく、地域によって規模拡大の必要性の程度やハードルは異なり

え
ま
た

価値化に適している地域では規模拡大が困難なことに伴う生産費の格差はある程度緩和できる可能性もあります。また「ローン」などの先端技術の拡大も生産費格差を縮小できる可能性を秘めているもののやはり生産性の格差は残ります。

こののような状況を考えると、地域の農業や農村の担い手像は地域によって異なるところ、ある意味では自明の結論になるのかもしません。むしろ重要なことはそのような地域特性を反映した農業農村振興政策の構築をどのように行うかというステージに我々はいるのだという時代認識にあります。徹底的な規模拡大を市場の価格メカニズムの結果として推し進めるという「価値観」もありうるでしょう。あるいは持続的な規模の家族経営体あるいは個人経営体の存在が重要だとする「価値観」もあります。中山間地域の景観、生物多様性、洪水防護機能などの多面的機能の保全のためにそれら地域での農業保全が何よりも重要だとする「価値観」もあります。これらの価値観は地域によって異なり、またどのような地理的範囲をイメージするかという視点のスケールによつても異なります。

○ECD諸国の農政においては農業の生産性や競争条件の改善に係る政策は国レベルで企画・実施されることが普通であり、上述の通り農業構造のバランスに影響を与える政策もそこに内包されるケースが多いと思います。我が国の中間直接支払政策もそのような内包政策の一つとして解釈できるのではないかと思います。一方で上記のようなさもさもない「価値感」の多くが地域に根差すものであることを考慮すると、農業構造に係する政策に関する国と地方の役割分担の在り方について深い議論が必要ではないかと思います。より具体的には食料安全保障に影響を与える競争条件に係る事項ですから全国的な公平性の視点は不可欠としても、たとえば市町村あるいは都道府県レベルでその地域に適合した農業構造への支援を追加できるような方法も一つかもしれません。そのような政策についての国と地方の対話を通じて、農業農村の持つ「意味」について、またその意味を踏まえたうえでの現代的な農業構造についての議論が深まるという期待も持てるのではないか。」

地方六団体

棚野会長が
「国と地方の協議の場(令和7年度
第3回)」に出席

棚野孝夫会長(北海道白糠町長)をはじめとする地方六団体代表は12月16日、「国と地方の協議の場」(令和7年度第3回)に出席した。

政府側は、高市内閣総理大臣、木原内閣官房長官、林総務大臣、黄川田内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画・地方創生)兼地域未来戦略担当大臣、片山財務大臣、小野田外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣、松本文部科学大臣、鈴木農林水産大臣、石原環境大臣が出席した。

会議では、令和8年度予算編成及び地方財政対策等について協議を行った。

棚野会長からは、①一般財源総額の増額確保、②地方創生を引き続き推進するための地域未来交付金の増額、③標準準拠システムの運営経費に対する財政措置内容の明確化及び運用経費の早期抑制を図るための取組の推進、④持続可能な農業の実現のために必要な担い手確保への早急かつ抜本的な対策、⑤クマ被害対策への国の積極的な支援等を求めた。

※参考資料は全国町村会ホームページ
(<https://www.zck.or.jp/>) をご覧
ください。



▲地方六団体側



▲国側

活動

全国町村会

美浦行政委員長が「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和7年度第2回）」に出席



▲発言する美浦行政委員長（オンライン出席）

開会にあたり、黄川田大臣からは、「こども政策は、国と地方が車の両輪となって取り組む必要がある。こども政策に関する国と地方の協議の場は、地方を代表する皆さまと率直な意見交換ができる貴重な機会」と述べたうえで、「率直で活発な意見交換の場としたい」との挨拶があった。

続いて、地方三団体の出席者が挨拶を行い、美浦行政委員長は、町村が地域の実情に応じて取り組む施策に長期

政府からは、黄川田仁志内閣府特命担当大臣、津島淳内閣府副大臣、古川直季内閣府大臣政務官、長坂康正厚生労働副大臣、福田かおる文部科学大臣政務官が出席した。

美浦喜明行政委員長（福岡県水巻町長）をはじめとする地方三団体代表は12月18日、政府が開催した「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和7年度第2回）」に出席した。今回の会合では、①令和8年度予算及び令和7年度補正予算、②今後の若者施策、③こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況について、意見交換が行われた。

政府からは、黄川田仁志内閣府特命担当大臣、津島淳内閣府副大臣、古川直季内閣府大臣政務官、長坂康正厚生労働副大臣、福田かおる文部科学大臣政務官が出席した。

的・安定的な地方財源の確保・充実を図るとともに、「こどもの医療費助成や幼児教育・保育の完全無償化など地域間格差が生じている施策については、全国どこに住んでも基本的なサービスが受けられるよう、全国一律の施策として、国の責任と財源において、必要な財政措置を講じていただきよう強くお願いしたい」と述べた。

その後、意見交換に入った。

1つ目の議題である「R8年度予算及びR7年度補正予算」について、美浦行政委員長は、①「物価高対応子育て応援手当」の支給に必要な経費の全額措置、国民への丁寧かつ十分な周知、②全国一律の基準により実施される給付金については、国が直接事務を行うことを前提とした制度設計とすることと、③保育士の待遇改善の推進一等を求めた。



▲発言する黄川田大臣

最後に、黄川田大臣から、「財政力の違いによつて、こどもの育つ環境が大きく違つてはならない」「今後とも国と地方で連携強化をしてまいりたい」との挨拶があり、閉会した。

策」について、美浦行政委員長は、水巻町の取組状況を紹介した上で、「全国の町村は、住民に最も身近な自治体として、地域の実情に応じた者支援に努力している。国には、小規模自治体であつても実行可能な仕組みづくりと、継続的な財政支援をお願いしたい」と述べた。

3つ目の議題である「こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況」について、美浦行政委員長は、法の趣旨には賛同するとしたうえで、新規であることに加え、個人の極めて機微な情報を取り扱う内容であることから、人的・事務的負担に対する懸念が大きいことから、「制度の具体化や運用にあたつては、新たに発生する事務を必要最小限とするとともに、新たな財政負担が生じないよう十分配慮していただきたい」と述べた。

「自由民主党・公明党・日本維新の会『無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム』(意見交換)」及び「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」に出席

田島健一副会長（佐賀県白石町長）及び美浦喜明行政委員長（福岡県水巻町長）は12月4日及び12日、自由民主党・公明党・日本維新の会の3党が合同で開催した「無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム」の意見交換にそれぞれ出席し、意見を述べた。

また、棚野孝夫会長（北海道白糠町長）及び美浦喜明行政委員長（福岡県水巻町長）は12月19日、政府が開催した「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」に出席し、学校給食無償化に関する制度設計について要望した。

学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる学校給食無償化）について

実施された。

（1）のヒアリング結果を踏まえ、12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（2）のヒアリング結果を踏まえ、12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（3）のヒアリング結果を踏まえ12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」



▲発言する美浦行政委員長



▲発言する田島副会長

（4）のヒアリング結果を踏まえ、12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（5）のヒアリング結果を踏まえ12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（6）のヒアリング結果を踏まえ、12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（7）のヒアリング結果を踏まえ12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（8）のヒアリング結果を踏まえ、12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

（9）のヒアリング結果を踏まえ12月19日には、政府により「いわゆる教育無償化に関する国と地方の協議の場」

が開催され、政府としての基本方針を決定した。

活動



▲発言する美浦行政委員長



▲発言する棚野会長

された。あわせて、完全な無償化を前提とするものではなく、基準額を超える部分については、引き続き学校設置組みとすること、また、都道府県に2分の1の負担を求める考え方等が示された。

同会議において棚野会長は、今回の政策決定の進め方を「拙速」としたうえで、今後はこのような手法をとることのないよう、強く申し入れた。続けて、全国町村会として従来要望してきた「全額国費負担」とは必ずしも一致しない部分もあるが、「基準額までは

確実に保護者の負担が軽減される」とになるため、その点については一定の評価をする」と述べた。

また、基準額を超過する部分を保護者から徴収する際、保護者の納得が得られる環境づくりを国が責任をもつて行うことと、公平性を保つために中学校でも早期に実施することを求めた。

美浦行政委員長からは、12月12日のヒアリングで要望した、①制度の安定を担保するための規定を法律に設けること、②町村の財政負担を生じさせないために、基準額を超過する部分についても交付金の対象とすること、③現場の実態を踏まえた基準額（食材費）設定と、急激な食材費高騰に追随できる機動的な仕組みを検討する」と引き続き求めた。

会議の最後に、松本文部科学大臣から、「本日説明した『三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について（案）』を基本方針として、正式な政府文書に位置づけ、制度設計と実施を進めていく」との考えが示され、了承された。

※参考資料は、全国町村会ホームページ(<https://www.zck.or.jp/>)をご覧ください。

都道府県別市町村数

(令和8年1月1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	129	15	144	35	179	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	8	0	8	11	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	15	4	19	14	33	福井県	8	0	8	9	17	山口県	6	0	6	13	19
宮城県	20	1	21	14	35	長野県	23	35	58	19	77	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	12	0	12	23	35	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	31	15	46	13	59	愛知県	14	2	16	38	54	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	29	2	31	29	60
栃木県	11	0	11	14	25	滋賀県	6	0	6	13	19	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	15	8	23	12	35	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	8	0	8	13	21
埼玉県	22	1	23	40	63	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	23	8	31	14	45
千葉県	16	1	17	37	54	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	14	3	17	9	26
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山县	20	1	21	9	30	鹿児島県	20	4	24	19	43
山梨県	8	6	14	13	27	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	6	4	10	20	30	島根県	10	1	11	8	19	合 計	743	183	926	792	1,718

活動

めた。

財政措置するよう支援を求

めた。

は、国が地方の意見を十分に踏まえた制度設計を行い、恒常的な財源を確保し、別枠で

教育無償化の実施について

とを求めた。また、いわゆる

踏まえて地方一般財源総額を増額確

保すること、ガソリン暫定税率の廃止等による地方の減収分に対する恒久的な代替財源を確保すること

を求めた。

は、國が地方財政対策を行い、恒

常的な財源を確保し、別枠で

財政措置するよう支援を求



▲出席する鈴木会長代行

はじめに、自民党の鈴木英敬総務部会長、谷公一過疎対策特別委員長、古屋圭司消防議員連盟会長より挨拶があつた。

続いて、地方六団体を代表して阿部守一全国知事会長(長野県知事)が要望を行い、令和8年度予算について、社会保障費増や物価高などを

これを受けた林芳正総務大臣より、「令和8年度の地方財政対策では、物価高の中で自治体が課題に応できるよう、一般財源総額をしっかりと確保し、臨時財政対策債ゼロを引き続きめざしていく」との発言があつた。

※参考資料は全国町村会ホームページ (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。

鈴木雅博副会長・会長代行(愛知県大口町長)をはじめとする地方六団体代表は12月19日、自由民主党が開催した「総務部会関係・消防議員連盟合同会議」に出席し、令和8年度予算編成および地方財政対策について要望した。

鈴木副会長・会長代行が自由民主党「総務部会関係・消防議員連盟合同会議」に出席



▲会議の様子

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください
(受付時間: 祝日、年末年始を除く月~金 午前9時30分~午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。

●集団契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

(車両保険引受け保険会社)損害保険ジャパン株式会社

SJ23-05507 (2023.8.1作成)

フォーラム



▲扶桑町役場周辺の空撮写真

木曽川の恵みとともに 暮らしがよく魅力あふれるまち

1. 扶桑町の概要

扶桑町は愛知県の北西部に位置し、北は木曽川を隔てて岐阜県の県境と接しています。町域は濃尾平野の一部をなす田園地帯で、おおむね平坦な土地となっており、木曽川の恵みを受けた肥沃な土壤は、安定した地盤で災害にも比較的強いといわれています。面積は11.19 km²、人口は34,878人（令和7年11月時点）です。

扶桑町は交通アクセスが良く、町の中央部には名鉄犬山線が南北に走っており、町内には3つの駅があります。柏森駅から名鉄名古屋駅まで約20分、中部国際空港（セントレア）までは約1時間で行くことができます。また、町の東部には国道41号線（名濃バイパス）が走っており、車での移動も大変

便利です。

近年、こうした交通アクセスの良さから扶桑町へ移住する人が増加しており、町内には新しい戸建て住宅や集合

住宅が増えています。町の中心部に住宅や商業施設が集まる一方で、少し郊外へ行くと田んぼや畑といった農地も広がっており、自然の緑もさまざまなおこころで見られます。

特に、木曽川沿いにある扶桑緑地公園は、四季折々の自然と美しい景観に恵まれた場所で、週末には多くの家族

で賑わっています。公園内には、野球やサッカーが楽しめるグラウンド、芝生公園、キヤンブ場のほか、全長約5.5 kmのサイクリングロードがあり、川のせせらぎや野鳥の鳴き声を聞きながら、ゆったりとウォーキングやサイクリングを楽しむことができます。

現在、扶桑町と名務原市との間には、

愛知県
扶桑町





▲木曽川扶桑緑地公園

新愛岐大橋（仮称）の架橋工事が進められています（令和11年完成予定）。この橋は、扶桑緑地公園の敷地と隣接して対岸へ架かる形となるため、完成した際には、公園周辺は岐阜県方面からの新たな人々の往来の拠点となります。そこで、今後、扶桑緑地公園を扶桑町の魅力を世界に発信する公園として新たな整備を検討しており、現在、整備方針について住民にアンケート調査を実施しています。住民の声を聞きながら、木曽川を管理する国や近隣の市とも連携し、引き続き新たな公園づくりを進めてまいります。

2. 子育て支援



▲児童センターひまわり

児童センターひまわりは子育て支援センターを併設しており、親子で自由に遊んだり育児に関する相談をしたりすることもできる施設となっています。また、児童センターひまわりでは、毎年「児童センターまつり」を開催します。

さまざまなものも、さまざまなイベントも開催しています。また、災害時には、妊産婦を受け入れる福祉避難所としての利用が可能な施設となっています。

「扶桑町児童センターひまわり」は、町の子育て支援の拠点となる施設で、0～18歳までのすべての子どもが自由に利用でき、楽しく遊ぶことができる場所となっています。施設内には、ミニ体育馆や図書・工作室、自習用の学習室などがあり、毎月、年齢に応じたさまざまなイベントも開催しています。

「扶桑町児童センターひまわり」は、駐車場にはキッズインカーが並び、マルシェや各種ミニゲームなど、親子で楽しめる賑やかなイベントとなりました。

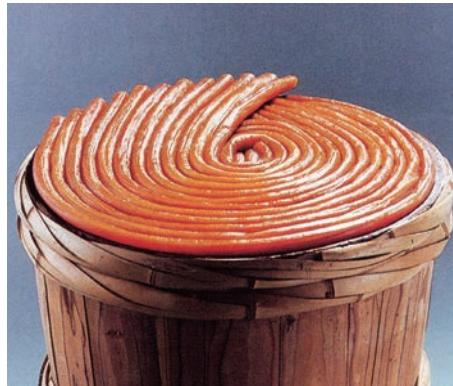
3. 扶桑町の特産物

扶桑町の特産物として、細長い特徴を持つ了漬物の大根である守口大根が有名です。直径は2～3cmで、長さは1m20cmまで成長します。長いものは1m80cm以上になるものもあり、平成25年11月には191.7cmの守口大根が、当時の「世界一長い大根」としてギネスに認定されたこともあります。

現在、守口大根は、主に扶桑町と岐阜県各務原市で栽培されています。この2つの市町の間には木曽川が流れおり、川の上流から運搬された肥沃な砂壤土（砂のようにさりさらとした柔らかい土）のおかげで、大根がまっすぐ地面の下に伸びることができます。

その守口大根を奈良漬として加工したもののが「守口漬」です。守口漬は、守口大根の品質や形状、傷の有無について厳しい検査を行い、その後、約2年のあいだに幾度もの漬け替えを経て出来あがります。守口大根は一般的な大根よりも纖維が多いため、漬物になるとパリパリとした食感を楽しむことができ、多くの方に親しまれています。

4. 開館30周年を迎えた 扶桑文化会館



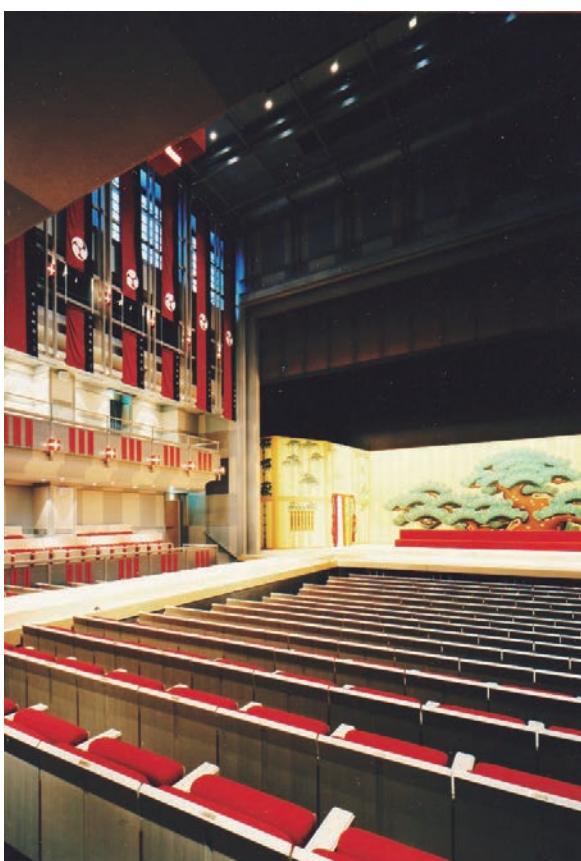
▲守口漬



▲守口大根

扶桑町は伝統芸能が息づくまちでもあります。扶桑町は伝統芸能が息づくまちでもあります。町の公共文化施設「扶桑文化会館」は、令和7年6月24日に開館30周年を

フォーラム



▲扶桑文化会館

を迎えました。扶桑文化会館は、本格的な古典芸能を鑑賞することができる会館を「ンセプトとして建てられた施設で、歌舞伎、狂言、落語など、日本の伝統芸能を中心とした豊かな公演が行われています。舞台から客席に向かって伸びる長さ15mの花道は、役者が登場・退場する際に使われる通路です。歌舞伎専用ではないホールに花道が常設されているのは全国的に珍しく、歌舞伎をはじめとした古典芸能で重宝されているほか、コンサートや講演会でも魅力的な演出を生み出しています。

また、扶桑町には「七賀十郎一座」という伝統芸能の団体があります。一座は、明治から大正にかけて活躍した扶桑町南山名出身の歌舞伎役者・中村七賀十郎にあやかり、平成25年に結成されました。

5. にぎわい創出事業による 新たにぎわい

豊かな自然に触れ、文化芸術を楽しむことのできる扶桑町には、今、新た

て手作りの舞台で、開館初の「雪」を降らせる演出や若手浪曲師との共演など、見事に多くの公演となりました。扶桑文化会館では、今後も地歌舞伎をはじめとした伝統芸能の公演を継続しつつ、小さい子からアマリー層まで、幅広い年齢層の方に楽しんでいただけのやまやまな公演を行い、文化芸術に親しめる施設として運営してゆきます。

なにぎわいが生まれています。

扶桑町では令和6年度から「「やわらぎわい創出事業」がスタートしました。「」

い創出事業」は、扶桑町内で活動する団体（住民活動団体等）が実施するイベントの開催に対して、費用の一

部に町が補助金を交付する事業です。

それぞれの得意分野で協力しあうこと

で、町内に新たな「にぎわい」を創り出します」とを目的としています。毎年、公募により集まった団体の中で審査を通過した4つの団体が、それぞれイベントを開催しています。

今回、その団体のなか、最も補助金額の大きい補助区分でイベントを開催したPalettes（パレット）といふ団体を紹介します。

Palettesは、扶桑町で活動している鳴子踊りチーム「笑舞（しょうぶ）」の歌い手を集めたら人組女性ボーカリストグループで、やわらぎ、ミュージカルなど多方面にわたって活動しています。扶桑町制施行70周年記念事業の一環として作成した扶桑町のテーマソング「」のまちが大好きだから」の歌い手としても協力していただいています。この曲のプロモーションムービーは扶桑町公式YouTubeにて公開していますので、ぜひこの機会にご視聴ください。

6. 免疫ケアの習慣化への取組

令和6年10月より、扶桑町は「げんきな免疫プロジェクト」へ参画しています。「げんきな免疫プロジェクト」は、



▲Palettes（パレット）

フォーラム



▲げんきな免疫プロジェクト



▲扶桑町総合体育館～免疫ケアで健康習慣を～

扶桑町総合体育館の愛称・ネーミングプロジェクトが決定されました。令和7年9月1日から3年間、扶桑町総合体育館のネーミングライツパートナーを「げんきな免疫プロジェクト」事務局(株式会社CBC)に、愛称として「扶桑町総合体育館～免疫ケアで健康習慣を～」を使用することに決定されました。

日本中に「免疫ケア」の大切さを伝え、こどもから大人まで一人ひとりが「免疫ケア」で健康に過ごせる毎日の実現をめざすプロジェクトです。このプロジェクトには、令和7年11月時点で、キリンホールディングス株式会社を中心とした賛同企業33社、協力自治体14団体、協力団体1団体が参画しています。

当プロジェクトのこれまでの取組の一部をご紹介します。

扶桑町総合体育館の愛称・ネーミングプロジェクト決定

令和7年9月1日から3年間、扶桑町総合体育館のネーミングライツパートナーを「げんきな免疫プロジェクト」事務局(株式会社CBC)に、愛称として「扶桑町総合体育館～免疫ケアで健康習慣を～」を使用することに決定

扶桑町で守口漬・奈良漬を製造・販売する「漬処 壽俵屋」とコラボし、発酵食品で免疫力向上をサポートする「食」に関する取組を始めました。同社は、免疫向上させるとされる発酵食品をふんだんに使った弁当を開発販売しています。

●保育園での「げんきまん体操」

「じもたちが自然と自身の健康を意識するきっかけを作るため、町内の保育士が集まって「げんきまん体操」を作りました。令和7年4月から、町内のすべての保育園で「げんきまん体操」を実施しており、免疫ケアの大切さを分かりやすく伝えながら、歌と振り付けに合わせて楽しく活動しています。

●漬処 壽俵屋とのコラボ企画

扶桑町で守口漬・奈良漬を製造・販売する「漬処 壽俵屋」とコラボし、発酵食品で免疫力向上をサポートする「食」に関する取組を始めました。同社は、免疫向上させるとされる発酵食品をふんだんに使った弁当を開発販売しています。

しました。

●保育園での「げんきまん体操」

「じもたちが自然と自身の健康を意識するきっかけを作るため、町内の保育士が集まって「げんきまん体操」を作りました。令和7年4月から、町内のすべての保育園で「げんきまん体操」を実施しており、免疫ケアの大切さを分かりやすく伝えながら、歌と振り付けに合わせて楽しく活動しています。

●免疫の日

扶桑町では「自然に健康になれる環境づくり(0次予防)」を推進しており、令和7年9月から、毎月「のつぐ日を「免疫の日」として、地域一体となつて町民の健康習慣づくりを推進しています。

このプロジェクトの取組は、テレビや新聞等、さまざまなメディアで取り上げられています。今後も引き続き官民連携で「免疫の大切さ」について発信していく、町民の「健康寿命の延伸」や「医療費の削減」に向けて取り組んでまいります。

7. 円空上人作の十二神将

扶桑町斎藤内にある正覚寺には、江戸時代の僧侶円空が作った十二神将の仏像があります。同寺の十二神将は約300年前に作られたとみられており、町の有形文化財に指定されています。像は十一支(ちなん)で十二体あり、それぞれ異なる表情を持ち人間性にあります。像は十一支(ちなん)で十二体あり、それぞれ異なる表情を持ち人間性にあります。

正覚寺では令和7年7月12日に再建を祝う落慶式が行われました。再建された本堂では、新たに十二神将の展示場所が設けられ、十二神将を正面からガラス越しに見ることができるようになります。

8. せいでん



▲十二神将

町村

ご当地キャラじまん

Vol.183

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとって観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。

平取町の魅力や特徴を効果的に情報発信し、知名度向上とイメージアップを図る目的で、公式キャラクターの公募を実施し、町内外から集まった166点の「デザインの中から選ばれ、2014年9月21日に誕生したのが「ビラッキー」です。モチーフとなっているのは、平取町の特産品がメインで、「びりとりトマト」を食べ過ぎて赤くなつた体、「びりとり黒豚」の鼻、「びりとり和牛」の角、尻尾は町花の「すずりこ」になっています。名前は、町名とラッキーをあわせ、「bere-uccosu=ラッキー!-ついてる!」と「の意味が込められています。「すずりん観賞会」や「食の祭典びりとり和牛・トマトまつり」、「全道P・Kグランプリ」など、町内外のイベントに積極的に参加して、語尾に「～ビリ」とつける話し言葉で、平取町のPR活動に励んでいます。



7月1日（開町日）生まれ。妖精のため年齢はない。好奇心いっぱいで、食いしん坊。特技は、さわったトマトが甘くなる（気がする）。好きな言葉は「イランカラブテ」（アイヌ語で「こちらにちは」の意味）。

七印町は、20005年に天間林村と七印町が合併して新しく誕生した町です。旧天間林村の特産品「にんにく」をP.Rするため誕生した「にんに君」は、合併後も継続して、新しい七印町の「にん



みさつき
美咲町PR大使



「美咲町を盛り上げたい！」という思いから立ち上がった「美咲まちおこしプロジェクト」が、美咲町の魅力をPRするキャラクターの公募を実施し、2016年に「みさつき」が誕生しました。美咲町が「卵かけご飯」にゆかりがあることから、「みさつき」の頭は「卵かけご飯」を模して、いつも元気カラーの黄色いはっぴを着ています。初お披露目となつた「みさき町民大運動会」では、町民と一緒に運動会にも参加して大盛り上がりし、一躍人気者になりました。2017年に作られた「みさつき～体操」は、今まで町内外のイベントで披露しています。「美咲まちおこしプロジェクト」の解散に伴い、2023年からは「NPO法人美咲ももたろうクラブ」所属となつた「みさつき」。子どもから大人までみんなを笑顔にしながら、美咲町のPR活動をしています。

2月29日（にんにくの日）生まれ。にんにくパワーでいつも元気でにっこり。無臭。寒さに強いが湿気弱い。熟成するほど味が出る晩成型。病気になつたことがない超健康体。特技はダンス、趣味はマラソン。

「ねがいかなうちやん」と一緒に活動する
ひとが多く、リストでも町のおかしな
かじ見る事ができます。また、合併10
周年記念の切手シートに、ふたり仲良く
デザインされた」ともありました。これ
からも、「こども」のやせわかなやん
七郎のためにも、「ねがいかなうちや
ん」と共に、「元気」の活動を続けてい
きましょう。

5月8日生まれの女の子。趣味はダンス。好きな食べ物は、「卵かけご飯」。好きな言葉は「幸せ！」。頭の上の黄身にそつと触れると、ふわっと心があたたかくなる“幸せパワー”がもらえるらしい。

令和6年元日、午後4時10分、マグニチュード7・6、最大震度7の地震が震源地石川県能登地方を襲いました。穴水町では最大震度6強を記録し、平成19年能登半島地震を遥かに超える未曾有の大震災となりました。当町においては令和7年9月30日現在で災害関連死を含む53名(直接死は20名)の方が犠牲となり、道路・水道・電気・通信等といったインフラ・ライフラインの寸断のほか、家屋倒壊・土砂崩れなどが町内

であります。震災からの復旧復興に日々、全力で取り組む最中であります。町なかの賑わいを取り戻すべくイベントを復活させました。穴水町は石川県能登半島の中央に位置する、人口約6,700人のまちで、古くから奥能登の玄関口として発展し「七浦七入」と呼ばれる地形は波穩やかな入り江と奥能登丘陵からなり、四季折々の自然と旬の味覚に恵まれています。町域の大部分は世界農業遺産

全域に発生し、そのさまざまの要因が引き起こす影響は想像の域を遥かに超えるものでした。住家の約47%が半壊以上の被害を受け、国の「公費解体制度」を利用して、納屋や蔵、さらには空き家や店舗などの非住家を含めると、昨年は、町全体で約2,700棟もの建物が解体されました。特に、多くの家屋が密集する町中心部に被害が集中しましたが、海岸沿いや山間部の集落にも被害が確認されなど、その影響は広範囲に及んでいます。

にも登録されており、その豊かな里山里海で採れた海産物を活かした「まいもん(美味しい)の里」として、旬の味覚を堪能できる「まいもんまつり」を開催しています。夏はサザエ、秋は牛肉、そしてメインとなる冬は牡蠣がその主役となり、昭和63年に始まった「雪中ジャンボかきまつり」は震災前には一日間で12万個の牡蠣が販売され、県内外から4万人の来場者が集まる奥能登最大級のイベントとして親しまれています。

ワインリーの目の前に広がる葡萄畠は、変わることなく能登の四季を



能登半島地震からの復興に向けて

石川県穴水町長 吉村光輝

あなみず
よしむら
こうき

間生産量の約3分の1、実に1万

リットルものワインが流出する大き

な被害に見舞われました。しかし、

関係者の不屈の努力と懸命な復旧作

業により、震災からわずか半年でワ

インの瓶詰めを再開。震災の影響が

最も懸念された葡萄の収穫も、幸い

にも例年通りの豊かな実りを迎え、

私たちに大きな希望を与えてくれま

した。

この度の令和6年能登半島地震に

群衆の「まいもん(美味しい)ワイン」です。令和6年能登半島地

震では、貯蔵タンクの損傷により年

また、その「まいもん」と相性抜

群なのが、穴水町が誇る地酒「能登

ワイン」です。令和6年能登半島地

震では、貯蔵タンクの損傷により年

に、ぜひ一度ワインリーへお越しく

ださい。

この度の令和6年能登半島地震に

より、尊い命が奪われ、多くの建物、

農地、インフラに甚大な被害が残さ

りました。未だ町内の応急仮設住宅

で1,000人を超える方が不便

な生活を送っております。今後は災

害復興住宅について、一日も早い建

設と入居をめざし、まずは鉄筋造り

50棟分の災害復興住宅について昨年

8月に着工いたしました。誰一人取

り残さない、すべての希望者が安心

して住まいできる住居を全力で確保

したいと考えております。

復興への道しるべとなる「穴水町

復興計画」で掲げた二つの将来像、

「住民参加でつくるまち」、そして

「暮らすことに誇りが持てるまち」

の実現に向け、町民一人ひとりが復

興の主役となり、「みんなで創ろう

未来の「あなみず」をスローガンに、

復興計画の実現と創造的なまちづくりに邁進してまいります。